

稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業 入札説明書等に関する(第2回)質問と回答

No.	書類名	項目番号	ページ	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	2(1)9)⑥	4	終了措置期間	終了措置期間が平成42年12月から翌43年の5月までとなっておりますが、積雪等の影響で12月から3月までは屋外作業ができないものと思われます。4月及び5月の2ヶ月間で覆蓋施設の撤去をおこなうという認識でよろしいでしょうか。	覆蓋施設については、その構造、移動の有無等を含め提案事項となりますので、撤去方法、工程等は異なるものと考えます。
2	入札説明書	10(2)	31	提出書類	入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.35について、融資確約書でなく関心表明書を提出する場合、複数行の関心表明書を提出することは可能でしょうか。	可能です。
3	入札説明書	10(2)	31	提出書類	入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.35について、融資確約書でなく関心表明書を提出する場合、性能等に関する評価は融資確約書を提出する場合に比べて評価は低くなりますか。	そのようになる可能性があります。
4	入札説明書	11(1)4)	36	会社名の記入	入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.38において、事業提案書には、応募企業又は応募グループの代表企業名を記載することですが、副本にも企業名を記入するのでしょうか。	そのとおりです。
5	入札説明書	11(1)4)	36	会社名の記入	入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.38について、事業提案書の定義は入札説明書冒頭に記載の通り提案書全体と認識していますが、提案書全体について匿名記載でなく、構成員・協力会社名を明記するのでしょうか。提案書全体のルールをご教示願います。 回答にある「応募企業又は応募グループの代表企業名とします。」とあるのは様式5-1のことを指しているのでしょうか。	様式5-1も含め、事業提案書の一般事項として応募企業又は応募グループの代表企業名を記入することとしています。

6	入札説明書	11(4)	38,43	提案書作成要領、入札書の綴じ方	<p>P38の3行目では、「10(4)2)に示されている指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、表紙を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること」とありますので、様式5-1～様式13-2までの各様式と任意様式の図面全てを1分冊にすると理解できます。しかし、P43の9)あるいは10)ではP34に記載の⑦設計資料等(様式12-1～様式12-6)と⑧提案図面(様式13-1、13-2と任意様式の図面)はそれぞれ別に綴じて1分冊にすることになっており、様式5-1～様式11-9と融資確約書(取得できない場合は関心表明書)までの書類と⑦設計資料等、更に⑧提案図面の3種類の分冊で提出すると理解できます。</p> <p>どちらの綴じ方にすれば良いでしょうか。</p> <p>また、正本1部、副本8部とも、綴じるものはパイプ式ファイル(例:キングファイル)でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業提案書は、(1)様式5-1～様式11-9と融資確約書(取得できない場合は関心表明書)までの書類、(2)⑦設計資料等、(3)⑧提案図面の3種類の分冊で提出して下さい。</p> <p>綴じ方は、パイプ式ファイルを可とします。</p>
7	入札説明書	11(4)10)	43	提案図面等	<p>P43では「様式13-1の表紙(A3版)を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること」とありますが、綴じるファイルの大きさもA3版で良いでしょうか。折り込んでA4版にする必要があるでしょうか。</p>	<p>提案図面等は、正本(1部)については折り込んでA4版としてA4版ファイルに綴じ、副本(8部)については折り込まずA3版ファイルに綴じて(A2版の図面がある場合は折り込んでA3版とする)提出して下さい。</p>
8	入札説明書	1(3)2)	別紙1-3	運営委託料	<p>1)運営・維持管理業務に係る費用では、ウ.用役費(電気、水道、下水道、燃料、薬品等)とあり、2)運営委託料の①、②では、固定費は「電気、水道、下水道の基本料金部分」、変動費は「用役費のうち固定費分を控除した費用」とされています。用役費における固定費は、「電気、水道、下水道の基本料金部分」のみであり、用役費のうち、燃料、薬品等については、変動費という認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
9	入札説明書	別紙1 1(3)2)①	別紙1-3	固定費	<p>入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.46において、覆盖施設の移動費用を平準化するとの回答ですが、SPCとしては移動時期に当該費用を構成員等に支払うため、資金需要に対応するためには、サービス対価を積み立てることになります。この場合、SPCの利益として課税される税金分も移動費用に上乗せしてサービス対価を算定することとなり、財政負担の増加となりえますので再検討をお願いできませんでしょうか。</p>	<p>市としては、事務の簡素化を図ることも可能と判断することから、原案どおりとします。</p>
10	入札説明書	別紙1 2(2)、2(3)	別紙1-5 ～ 1-6	整備割賦払金 運営委託料	<p>入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.51～53において、1回あたりの整備割賦払金の算定式が修正されていますが、平成32年度の4か月分と平成42年度の2か月分の算定はどのようにすればよろしいでしょうか。</p> <p>算定式は3か月分と理解して、それぞれ4/3と2/3の割合で算定すればよろしいでしょうか。</p>	<p>平成32年度は割賦元金の4月/120月に相当する額とし、残りは39回元利均等払いとします。(最終の支払いに差額が生じた場合には、調整します。)</p>

11	要求水準書	第3章 1. (6)①	16	(6)ユーティリ ティー条件 ① 電気	<p>入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.87において、受電方法について、構内柱より分岐して引きこむ旨の記載がありますが、現施設はバイオエネルギーセンターで一度まとめて受電しているような記載もあります。</p> <p>①実際、構内柱で分岐する場合、どのように分岐するのか、取合方法について指示願います。また、分岐する場合、バイオエネルギーセンターを経由する必要があるでしょうか。</p> <p>②分岐ができず、バイオエネルギーセンターでまとめて受電する場合、高圧受電盤の改造工事は本工事範囲外で、事業者は、バイオエネルギーセンターの高圧盤まで6600Vの高圧電気をとりにいくものと考えてよいでしょうか。</p> <p>③参考までに、既存施設の高圧受電単線結線図を提示して頂けないでしょうか。</p>	<p>入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.87の回答を改め、電気については、新設引き込みで、引き込み位置は構内第1柱となります。本事業単独で受電可能となります。</p>
12	要求水準書	第3章 1. (6) ②	17	水道	<p>上水道の引きこみ条件について、メータ口径を25mmとされていますが、口径は御指定でしょうか。</p>	<p>メータ口径は最大25mmとします。</p>
13	要求水準書	第3章 3. (6) 2)②	23	集排水設備の 構造等	<p>「沈殿物やスケールによる目詰まり防止」とありますが、現行の処分場でカルシウムスケールの発生の有無を教えてください。</p>	<p>既設処分場では、カルシウムスケールの発生の有無については確認できておりませんが、カルシウムスケールの発生の可能性があると判断し、スケール除去剤を使用し目詰まり防止対策を行っています。</p>
14	要求水準書	第3章3(6)3)③	23	浸出水集水 ピット	<p>「浸出水送水ポンプは、2台設置し、1台をバックアップ用とすること。」とありますが、自然流下で浸出水を浸出水処理設備まで送水する計画とした場合、浸出水送水ポンプは設置しなくともよいものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>第3章3.(6)3) 浸出水送水ポンプを設置する場合はピットその他ポンプを設置する場所が必要となりますが、その場所を本事業では「浸出水集水ピット」としています。そのため、同③で記載している通り、「浸出集水ピットを設置する場合は」ポンプの設置が必要となりますが、浸出水集水ピットを設置しない場合で、自然流下で浸出水処理設備まで送水可能な計画である場合は、浸出水送付ポンプの設置はしなくても良いこととします。</p>
15	要求水準書	第3章 3. (11)	27	門扉・困障設備 工事	<p>入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.103において「門扉については、現在既設道路に設置しているものを使用することを想定していますが、これとは別に整備することも可能です。(中略)参考までに、既設道路及び既設道路に設置している門扉については事業者の管理とします。」とありますが、①ここでいう既設道路、及び既設道路の門扉とはどこであるかご教示下さい。②設置しているものを使用することを想定とは、同じ仕様を意味しているのでしょうか、再利用を意味しているのでしょうか、意図をご教示下さい。</p>	<p>①既設道路は要求水準書資料5に示す除雪範囲となります。門扉の位置は追加資料-6として提示します。</p> <p>②新たな門扉の設置、既存の門扉の移設のいずれも可とします。仕様については既存のものと同様である必要はありません。</p>

16	要求水準書	第3章3(13)②	28	散水設備工事	<p>入札説明書等に関する(第1回)質問と回答105番の回答において、「また、液固比での算出は不可とします。」と回答いただいておりますが、近年の研究(NPO・LSA等)では廃棄物の安定化は埋立廃棄物量からの汚濁物質の洗い出しの量に左右されることから、散水量は液固比で算出することが主流です。液固比を増加すると水質が良質化する傾向も明らかとなっています。今回、散水量を液固比で算出することを不可とされた根拠を、学術的なデータを示してご教示願います。</p>	<p>近年の研究(NPO・LSA等)は焼却灰と不燃物の埋立物をもとに実験した結果に基づき液固比を設定しています。本市の埋立物は可燃物と不燃物(焼却残渣でも不燃性廃棄物でもない)であり、実験時の埋立物とは性状が大きくことなること、全ての埋立物に対して適用できるとはなされていないことから、本市での適用は出来ないと判断しています。</p>
17	要求水準書	第3章 3.(13)②	28	散水設備工事	<p>入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.105において、散水量の決定にあたり、安定化を見据えた量とされましたが、液固比での算出は不可とされています。しかしながら、被覆型最終処分場で散水量を決定する場合、(社)全都清の廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領p430に液固比の目安が示されているように、液固比は、散水量を決定する場合、ある程度の目安になると思われます。従って散水量(安定化を見据えた量)を検討するにあたり、液固比も参考にしてもよろしいでしょうか。</p>	<p>No.16の回答を参照して下さい。</p>
18	要求水準書	資料3	44	計画埋立量及びごみ処理フロー	<p>入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.130について、埋立量実績と対比できる埋立残容量の情報を提供いただけますでしょうか。</p>	<p>追加資料-7として、平成19年度から平成28年度までの埋立量及び埋立容量実績を提示します。</p>

19	要求水準書	資料7	48	稚内廃棄物最終処分場原水水質測定結果	<p>入札説明書等に関する(第1回)質問と回答135番の回答において、「既設最終処分場では、管理上の問題により浸出水中の窒素濃度が異常値となっており、(中略)資料3に示す計画埋立をもとに設定してください。」と回答されていますが、提供資料だけからは埋立ごみ質が既設最終処分場と大きく異なるものとは読み取れません。したがって、水質設定のために下記の点について具体的な内容を定量的にご教示願います。①埋め立てる一般ごみ中に含まれる生ごみ等の有機物量は、既設最終処分場に埋め立てられた一般ごみよりも、計画においてどの程度少なくなるのでしょうか。②産業廃棄物として埋め立てられるものに含まれる有機物量は、既設最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物よりも、計画においては、どの程度少なくなるのでしょうか。③有機物が大量に含まれる廃棄物を埋め立て、散水量が少ない場合に、窒素濃度が2100mg/Lと高濃度を示すことは必ずしも異常値とは理解できません。また、4年間のデータとも高いことから、最近高濃度の原因が解消されているとも理解できません。つきましては、具体的にどのような原因から異常値とご判断されているのかご教示願います。また、その原因は、今回の計画では、どのような形で、どの程度解消されるのでしょうか。原因を解消された効果も定量的にお示し願います。</p>	<p>①既存処分場においては、埋立当初は生ごみを中間処理せずそのまま埋立していることから有機物量は減少します。なお、有機物量は算出できませんが、生ごみ等の現在バイオエネルギーセンターで中間処理している一般廃棄物については、既存処分場に約23,000トン埋め立てられていると想定していますが、本事業で整備する処分場では基本的にこれがゼロになります。</p> <p>②有機物量は算出できませんが、汚泥等の産業廃棄物量としては約50%減少すると想定されます。</p> <p>③既存処分場では、原因は特定されていませんが、(当初埋立てた下水道汚泥(生汚泥)や管理技術上の問題に起因すると思われる)窒素濃度が高濃度の状況が続いています。このため、浸出水の処理が追い付かず、施設内に貯留しており、現在改善に向けて対処を行っています。</p> <p>今回の施設整備にあたっては、下水道汚泥等の埋立では既に中間処理等によって改善されていることから、既存処分場と同様の問題は発生しないと考えます。</p>
20	要求水準書	資料7	48	稚内廃棄物最終処分場原水水質測定結果	<p>資料7の「27.アンモニア・亜硝酸・硝酸化合物」の濃度は840～1000mg/Lであるのに対して、「8.窒素」濃度は2100～3400mg/Lであることから、窒素の内容としては有機態窒素が6～7割を占めていると理解できます。この一般廃棄物の浸出は無機態窒素がほとんどを占めるため、この有機態窒素の発生源は産業廃棄物の汚泥ではないかと推察します。今回の計画において、汚泥の性状や量は既設最終処分場に搬入されたものと同様であると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>汚泥の性状及び埋立量については、バイオエネルギーセンター稼働後に既設処分場に搬入されているものとはほぼ同様となります。</p>
21	様式集	(4)様式4-2		入札価格内訳書、2 運営委託料(変動費)積算単価	<p>各変動費の積算単価が異なる場合は、その平均単価を示すのか、或いは項目を追加して各変動費の積算単価を記入するのか、本項目における記入方法をご教示ください。</p>	<p>変動費の総額を埋立対象物量(トン)で除した金額を記入して下さい。</p>
22	様式集	(4)様式10-6		点検・検査、補修・機器更新	<p>入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.146において、様式10-6のその他費用について、補修・機器更新に関連して、補修費・機器更新費に含まれない費用を記載する旨の御回答がありますが、具体的に想定している項目があれば、御教示願います。</p>	<p>具体的な項目はありませんが、補修費・機器更新費に含まれない費用を記載して下さい。</p>
23	様式集	(4)様式11-5		整備・運営委託料支払い予定表(年度毎:①)	<p>本様式における金額単位も他の様式と同様に(単位:千円)という認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>金額単位は、千円として下さい。</p>

24	様式集	(4)様式 11-5		整備・運営委託料支払い予定表(年度毎:①)	営業外収入の項目にある内部留保金運用益とは、具体的にどのような収入を想定されていますでしょうか。	付帯事業による収益、受取利息などを想定しています。
25	様式集	(4)様式 11-5		整備・運営委託料支払い予定表(四半期毎:②)	運営・維持管理期間における整備委託料・運営委託料・終了措置委託料の入力枠が2つあり、一方は29年度～42年度まで、もう一方は38年度～43年度(終了措置期間)までとなっていますが、1つの枠として作成・提出しても差し支えありませんでしょうか。また、本様式に沿って数値を入力する場合は、38年度～42年度までは同一の内容となるという理解で宜しいでしょうか。	様式中の38年度～43年度までの欄が重複しているため、様式の誤りです。 様式11-5を訂正します。
26	様式集	(4)様式 11-5		整備・運営委託料支払い予定表(年度毎:①) 整備・運営委託料支払い予定表(四半期毎:②)	期末残高とは、委託料合計の実支払残高(現在価値換算しない)であるという認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
27	様式集	(4)様式 11-7-2		①損益計算書	営業外収入の項目にある内部留保金運用益とは、具体的にどのような収入を想定されていますでしょうか。	No.24の回答を参照して下さい。
28	事業契約書(案)	別紙14	別紙 14-1	整備割賦払金の償還表	残額の項目は、元金の残額を記載すればよろしいでしょうか。	元金の残額が入ります。
29	事業契約書(案)	別紙16	別紙 16-1	乙が付保する保険	規定する内容は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書等で示す保険と同様の効果が得られる保険を付保することを前提として、規定する内容については事業者提案となります。
30	事業契約書(案)	第65条第1,2項	22	整備・運営委託料の返還	入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.203において、「整備割賦払金も減額の対象となる場合があります。」とあります。業務報告書は運営・維持管理業務の履行結果に関するものであり、また、すでに施設整備業務の履行は完了した段階ですので、整備割賦払金が減額される根拠になりえないのではないのでしょうか。資金調達上への悪影響も考えられますので整備割賦払金の減額はない方針で再検討をお願いできませんでしょうか。	整備割賦払金に減額がおよぶ場合があります。これは、毎年の第1四半期から第3四半期までの運営委託料の支払いの総額が、埋立量の変動等により第4四半期の支払いを含めても過剰である場合に、運営委託料の返還を求めるのではなく、第4四半期に支払う整備割賦払金により返還分を減額調整して支払うことによるもので、整備割賦払金自体が減額されるということではありません。(平成42年度においては、第1四半期、第2四半期の支払いの総額が運営期間終了時の支払いを含めても過剰である場合に整備割賦払金により調整)

31	事業契約書 (案)	第71条第2項	25	工事完工日後 の契約の解除	<p>違約金は、別紙14「整備割賦払金の償還表」に定める設計・建設業務にかかる費用支払予定の残存価格の10分の1に相当する額とありますが、別紙14に記載される項目のうちどの項目が残存価格に該当しますか。(支払総額、元金、利息、残額のうちどの項目が該当しますか。)</p> <p>(入札説明書等に関する(第1回)質問と回答No.221についてですが、NO.222を参照しても回答とならないため確認の質問です。)</p>	残額が該当します。
----	--------------	---------	----	------------------	--	-----------